

82 期ナカノブー建設 年間重点事項

1. 2023 年度 全社安全衛生目標

※目標値 ・度数率 0.40 以下 ・強度率 0.02 以下

2. 重点方針

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
- (2) 公衆災害防止の確実な事前計画と対策の徹底
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、適切な指揮系統による再下請負工事
- (4) 安全教育、教育支援の更なる充実
- (5) 健康に配慮した職場環境形成の促進

3. 重点施策

- (1) 墜転落災害・飛来落下災害と重機（クレーン・車輛系）災害の根絶
 - ① 『開口部ゼロ』対策の実践と指差呼称、音声標識等の活用による注意喚起の継続（落下防止設備の先行設置と維持管理の強化）
 - ② 玉掛け作業時の始業前点検・正しい玉掛け及び吊荷直下の立入禁止の徹底
 - ③ 重機区画と誘導者配置の徹底、作業計画に基づく安全対策の確実な実施
- (2) 公衆災害防止の確実な事前計画と対策の徹底
 - ① 激甚化する気象災害も考慮した公衆災害防止対策の事前計画と確実な実施
 - ② 公衆災害防止設備（仮囲い・ゲート周辺・アサガオ等）の確実な設置
 - ③ 第三者安全誘導の徹底
- (3) リスクアセスメントの確実な実践と、適切な指揮系統による再下請負工事
 - ① 安全基本 3 行動『ひと声かけ、現地 KY、ワンポイント指差し呼称』実践の徹底
 - ② 適切な指揮系統（安全衛生責任者・作業主任者等）による安全管理の徹底
 - ③ 新規入場 7 日以内、未熟練労働者、外国人労働者への作業中の指導及び作業確認の強化
- (4) 安全教育、教育支援の更なる充実
 - ① 1 次協力会社から 2 次・3 次会社（一人親方含む）及外国人労働者への安全衛生教育の支援充実
 - ② 若手技術社員への安全衛生教育強化のため、本部及び拠店による安全衛生教育の強化
- (5) 健康に配慮した職場環境形成の促進
 - ① 4 週 8 閉所実現による心身の健康確保
 - ② 無記名ストレスチェックに基づく、より快適な職場環境への改善実施
 - ③ 健康 KY による健康状態の把握と熱中症対策の実施（空調服着用・体調不良時の報告徹底）

2023(令和 5)年 11 月重点目標

【クレーン・リフト災害の防止、特定自主検査強調月間】

- ① 搬器計画では、労働基準監督署届出の有無に関わらず、施工計画検討会及び周知会を実施する。
- ② 吊り上げ荷重が5トン以上の移動式クレーンは、移動式クレーン運転士免許所有者に、1トン以上5トン未満の移動式クレーンは、技能講習修了者の資格者に1トン未満移動式クレーンは、特別教育修了者にそれぞれ運転させる。
- ③ つり上げ荷重が1トン以上のクレーンの玉掛け作業は、技能講習修了者の資格者に1トン未満の玉掛け作業は、特別教育修了者等に行わせる。
- ④ 玉掛け作業を含む荷の運搬作業は、作業員の編成・作業分担・クレーン等の種類及び能力・玉掛け用具・合図等を組み込んだ作業計画を作成する。
- ⑤ 玉掛け作業は、作業者の配置を決め、玉掛け作業責任者を指名する。
- ⑥ 玉掛け作業を行うときは作業開始前に打合わせを行い、作業の概要、及び作業手順・リスクアセスメントについて全員に周知し、リスク低減措置は確実に実施する。また、他業者からの依頼工事等を行う場合にも同様に実施する。
- ⑦ 合図者には必要な安全衛生教育を行う。
- ⑧ クレーン作業は一定の合図を定め、合図者を指名して運転者との連携を密にさせる。また、合図方法の標示を行う。
- ⑨ 玉掛け者、合図者は識別(チョッキ、腕章、ヘルバンド等)して作業配置を明確にする。
- ⑩ 吊り荷の下に作業員を入らせない。
※吊り荷の下とは：荷が水平回転する恐れのある直下、及び荷が振れる範囲の直下をいう
(安全法令 ダイジェスト P44 参照)

- ⑪クレーンの上部旋回体との接触防止を図るための立入禁止措置を講じる。
- ⑫作業開始前点検・月例自主検査・年次の自主検査を実施し、整備状況を記録する。
- ⑬玉掛け用具は作業開始前点検を行う。
- ⑭過負荷防止装置は、作業開始前点検を確実にし、作業開始前に過負荷防止装置解除キーは、事務所で保管する。また、運転手は無理な作業は絶対しない。
つり荷重は定格荷重の85%以下とする。
※ 68 安全品質環境統轄部 通達 第4号 21年11月16日 参照
- ⑮アウトリガーを最大に張り出すことを基本とする。また軟弱地盤では、地盤改良・敷鉄板等により転倒の恐れのないよう設置する。
- ⑯吊り荷の落下防止のため、定格荷重を表示し、適正な玉掛けを励行して運転者との連携を密に行うとともに、無理な運転の禁止を徹底する。
- ⑰架空電線等のある場所の作業は、周囲の状況を確認して電路の移設・防護等を行うと共に監視人を配置する。また、特高線近接作業及び鉄道近接作業の場合は、関係先との事前協議を確実に行う。
- ⑱ロングスパンエレベーターは、指名者に運転させ定格荷重を超える積載をして使用させない。
- ⑲ゴンドラの操作は、特別教育修了者にさせ、作業前点検を励行させる。
- ⑳悪天候時は作業を中止する。また、悪天候時・天災後には点検をする。
(作業の中止、点検等が必要な作業は安全法令ダイジェスト P243、244 参照)

■ 悪天候時に規制のある作業

作業の規制等	強風	大雨	大雪	準拠条件
型枠支保工の組立等の作業の禁止	○	○	○	安衛則245条
造林等の作業の禁止	○	○	○	安衛則483条
木馬又は雪ソリによる運材の作業の禁止	○	○	○	安衛則496条
林業架線作業の禁止	○	○	○	安衛則510条
鉄骨の組立等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の3
木造建築物の組立等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の11
綱橋の架設等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の7
コンクリート橋の架設等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の21
コンクリート造の工作物の解体等の作業の中止	○	○	○	安衛則517条の15
高さ2m以上の箇所での作業の禁止	○	○	○	安衛則522条
足場の組立等の作業の中止	○	○	○	安衛則564条
作業構台の組立等の作業の中止	○	○	○	安衛則575条の7
クレーン作業の中止	○			クレーン則31条の2
クレーンの組立等の作業の禁止	○	○	○	クレーン則33条
移動式クレーン作業の中止	○			クレーン則74条の3
デリック作業の中止	○			クレーン則116条の2
デリックの組立等の作業の禁止	○	○	○	クレーン則118条
屋外エレベーターの組立等の作業の禁止	○	○	○	クレーン則153条
建設用リフトの組立等の作業の禁止	○	○	○	クレーン則191条
ゴンドラを使用する作業の禁止	○	○	○	ゴンドラ則19条

■ 悪天候時・天災後に点検が必要な作業

作業の措置・規制等	強風	大雨	大雪	暴風	地震	準拠条件
土止め支保工の点検		○			○	安衛則373条
明り掘削における地山の点検		○			○	安衛則358条
作業構台の点検	○	○	○		○	安衛則575条の8
足場の点検	○	○	○		○	安衛則567条
ずい道等の建設の作業における地山の点検					○	安衛則382条
ずい道等の作業における可燃性ガスの濃度測定					○	安衛則383条の2
ずい道支保工の点検					○	安衛則396条
ジブクレーンのジブの固定等の措置	○					クレーン則31条の3
屋外のクレーンの点検				○	○	クレーン則31条の2
移動式クレーンのジブの固定等の措置	○					クレーン則37条
デリックの破損防止等の措置				○		クレーン則74条の4
デリックの点検				○	○	クレーン則116条
屋外エレベーターの倒壊防止措置 (瞬間風速35m/sec以上)				○		クレーン則122条
屋外のエレベーターの点検				○	○	クレーン則152条
建設用リフト倒壊防止措置 (瞬間風速35m/sec以上)				○		クレーン則156条
建設用リフトの点検				○		クレーン則194条
ゴンドラの点検	○	○	○			ゴンドラ則22条
採石作業前の地山等の点検		○			○	安衛則則401条
林業架線設備の点検	○	○	○		○	安衛則則511条

* **強風とは** : 10 分間の平均風速が毎秒 10m以上の風 **暴風とは** : 瞬間風速が毎秒 30mを超える風
大雨とは : 1 回の降雨量が 50mm以上の雨 **中震以上の地震とは** : 震度 4 以上の地震
大雪とは : 1 回の降雪量が 25 c m以上の雪